

平成28年 7月 9日

## 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

神奈中ハイヤー株式会社

当社は、運輸安全マネジメントの推進が事業経営の根幹と位置づけ、輸送の安全確保が最も重要であることを再認識し、絶えず輸送の安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する基本的な方針」を定めました。

社長が最終的な責任を有する組織を明確にし、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報の共有や伝達を確実にを行い、又業務の改善を継続的に行い、記録を管理することにより、輸送の安全性の確保と向上に取り組んでおります。

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

以上を実行に移すため、次による「輸送の安全に関する安全方針」を各事業所に掲げ、安全宣言と共に始業点呼時に唱和させることによって安全意識の高揚を図っております。

【安全方針】

**◇「我々は、安全で快適な輸送を実現する  
信頼で結ばれた精鋭集団である」**

【安全宣言】

**◇私は「交通弱者を守り」必ず「安全確認のために指差呼称」、「速度の抑制」を確実に  
行ない 安全運転に徹します。**

- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成27年度有責事故発生件数は、平成26年度と比較すると15件・10.1%増となりました。

【安全目標】

◇「重大事故の撲滅及び人身事故の絶滅」

◇「100%過失事故の対前年50%削減」

上記安全目標を始業点呼時に唱和させることにより安全意識の高揚を図り、平成28年度抑止目標件数は前年有責事故件数より66件・40.5%減を設定いたしました。

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成27年度における該当事故の件数は下記の通りです。

自動車事故報告規則第2条に規定する事故	2件
自動車事故報告規則第2条に規定する車両故障	1件

## 4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別添（1）のとおりです。

## 5. 輸送の安全に関する重点施策

- （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を効率的に行うよう努めること。
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること。
- （5）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

## 6. 輸送の安全に関する計画

- (1) 年間教育計画に基づいた確実な指導・教育を実施いたします。
- (2) 社外モニター制度・無事故表彰、安全マネジメント講習会等の参加については継続的かつ積極的に実施するため予算計上しております。
- (3) アルコール検知器が確実に作動することの点検を確実に実施すること及び、適正な検査の実施。併せて、飲酒運転撲滅に向けて、飲酒する乗務員を把握し、飲酒に関する指導の徹底に努めます。
- (4) 「なぜなぜ分析」導入6年目を迎えており、発生した有責事故の原因追求を詳細に行ない、原因に見合った事故防止対策を講じることで再発防止に努めます。
- (5) 内部監査規程に基づく、内部監査を年間2回引き続き行い、是正措置又は予防措置を講じてまいります。

## 7. 輸送の安全に関する予算額

	項 目	28年度予算額
1	無事故表彰に関する費用	2,388千円
2	アルコール検知器及びドライブレコーダー費用	1,575千円
3	適性診断の受診及びマネジメント講習等費用	3,196千円
	合 計	7,159千円

## 8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別添（2）のとおりです。

## 9. 安全統括管理者

常務取締役 向井 隆夫

## 10. 安全管理規程

別添（3）のとおりです。

## 11. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (1) 運行管理者研修会の実施  
年間3回開催し、輸送の安全の確保についての自覚を促すとともに、意識の高揚を図ります。
- (2) 事故審議委員会の実施  
本社にて毎月開催し、実例事故を基に、原因の究明、再発防止策について審議を行い、事故防止を図ります。  
併せて、各営業所においても前月に発生した有責事故全てを事故審議委員会に掛け、事故の原因分析等、再発防止に向けて取り組みます。
- (3) ヒヤリハット体験報告書の提出  
全社員に対して、ヒヤリハット体験報告書の提出をさせ、原因と対策を究明するための教育材料として活用することで、情報を共有化し、事故の未然防止を図ります。
- (4) ドライブレコーダーの有効な活用  
他所で発生した危険映像も含め実例事故をもとに、当該運転士への指導はもとより、他の運転士に対しても教育資料として、有効的な活用を実施いたします。
- (5) 小集団活動の実地訓練  
後退時・方向転換時の実地訓練の方法を班単位で1人を全員でチェックすることにより、全員の目で、基本動作や安全確認方法等のチェックを行い、併せて、チェックする側の意識の高揚を図り、相乗効果により自爆事故の防止に努めます。
- (6) 社外モニター制度（安全面の評価）の継続実施  
モニター報告書の結果、安全面の評価が悪い（指差呼称の実施・運転の信頼度）運転士に対して、営業所における教育及び本社教育（役員教育も含む）を実施し、事故の未然防止を図ります。
- (7) タコ・チャート紙の活用  
速度超過者に対して、チャート紙の分析を行い、個別指導・教育を実施し、事故の未然防止を図ります。
- (8) 健康診断結果に基づく管理の徹底  
定期健康診断結果に基づいた再検者への再検査の実施については、各営業所の管理者が再検者を分担し、追跡・指導を行います。  
併せて、規定の危険因子を持つ乗務員に対する産業医への巡回面談を継続的に行い、健康管理の指導を実施いたします。
- (9) 社外講師による研修会の開催  
社外講師を招き、社内とは異なった観点からの意識付けを図るための研修会を実施いたします。

- (10) 運輸安全マネジメント講習会への参加  
N A S V A（独立行政法人自動車事故対策機構）及び神奈川中央交通株式会社主催の講習会へ積極的に参加し知識及び実務の向上を図ります。
- (11) 防犯カメラの画像を活用した事故防止の徹底  
事故発生時に防犯カメラの画像を活用して、当該乗務員の運転状態をチェックすることで、事故原因の究明及び再発防止への指導を行います。
- (12) 有責事故惹起者本社教育の実施  
平成28年度に有責事故を惹起させた乗務員全員に対し、安全対策課による特別教育を実施致します。（毎週水曜日・本社にて開催）  
下記の内容を実施し、事故防止を徹底します。
- ・事故惹起者が、自分の発生させた事故の内容を他の乗務員に説明するとともに、事故の内容や再発防止策について議論し、事故防止に役立てます。
  - ・当社で発生している事故の内容及び傾向について理解し、事故情報の共有を図ります。
  - ・教育終了時に、事故惹起者自身が「今後の事故防止の取り組み」を作成し、実際の運転業務及び事故防止に生かします。

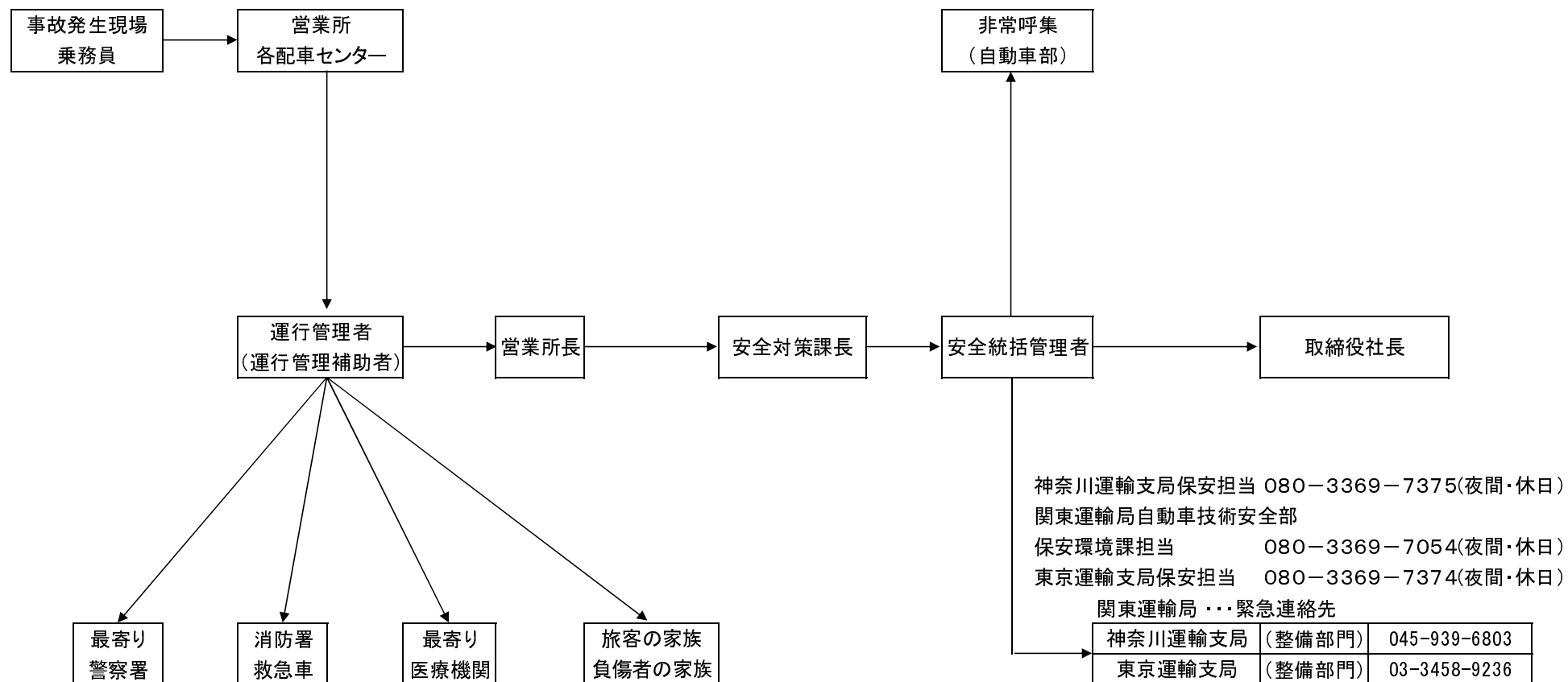
## 12. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた指導内容

- (1) 内部監査を実施し、その結果に関する改善措置は完了しております。
- (2) 引き続き、平成28年度においても内部監査を実施し、是正措置又は予防措置を講じてまいります。

以上



## 事故・災害等発生時(緊急)連絡図



## 神奈中ハイヤー株式会社 安全管理規程

### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業及びその管理の方法

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条及び旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第2条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### （適用範囲）

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

#### （輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

#### （輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。



五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一 安全統括管理者

二 安全対策課長

三 営業所長

四 運行管理者

五 整備管理者

六 その他必要な責任者

2 安全対策課長は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し指導監督を行なう。

3 営業所長は、安全対策課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、計画に従い、重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場の運行管理者及び運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制

は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部

監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

付則

本規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付則

本規程は、平成 19 年 6 月 22 日に改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って適用する。